

マンション憲章



2025年10月

法学研究者 榎本武光

(NPO 法人建築ネットワークセンター副理事長)

マンション憲章

—管理組合・区分所有者のための一

前文

マンションに住む私たちは、人間にふさわしい安心で快適な住まいを確保するためには必要な理念を確立し、その実現のために、このマンション憲章を定める

一 管理組合の活動に参加しよう

管理組合の役員を引き受けよう

理事会の活動に関心を持とう

総会に出席しよう

二 管理会社と対等当事者の関係でつきあおう

管理会社とは利害が相反する契約の相手方としてつきあおう

管理業務委託契約書で定める業務範囲を確認しよう

管理会社からの管理組合の自治・自律を損なう要求に応じない

三 マンションの価値を高めよう

マンションのコミュニティを形成・維持・増進させよう

マンションの維持管理に努めよう

マンションの資産価値を高めよう

四 地域と連帯しよう

地域の自治会・町内会とつきあおう

地域の商店（会）と協力共同しよう

五 行政とよい関係をつくろう

行政にマンション施策の要望を出そう

地元の区・市のマンション相談窓口をつくってもらおう

行政の派遣するマンション専門家を活用しよう

六 地域のマンション管理組合とつきあおう

地域のマンション管理組合と交流会を持とう

地域のマンション管理組合の知識・経験をとりいれよう

以上

『マンション憲章』については、著作権を放棄しますので、ご自由に使用してください。榎本武光

『マンション憲章』活用の勧め

全国のマンションストックは713万戸を超え、国民の1割がマンションに居住するに至っています。

そして、今日ではマンションは、一時の住まいとしてではなく永住する住まいと認識されています。

他方、マンション生活には、管理組合の運営、大規模修繕などの建物の維持管理などの課題があります。

そのなかで、管理組合・区分所有者が、安心で快適なマンション生活を営む上で必要な理念があります。

このたび管理組合の運営に寄与するものとして、管理組合・区分所有者のための『マンション憲章』を公表することにしました。

このマンション憲章が、理事会での検討資料、総会での配布資料、新たな区分所有者へ渡す資料などとして広く活用されることを願っています。

2025年10月